

電話取引サービス 商品概要説明書

(2022 年 8 月 15 日)

【ご留意いただきたい事項】

本商品概要説明書は、当行が手続きを行う「電話取引サービス」のサービス内容についての説明を目的とし、商品勧誘を目的とするものではありません。当該商品説明書に記載されている「振込・振替、定期預金取引、信託取引、投資信託取引」の各商品の内容については、別途用意している説明書等をご参照ください。

1. 商品名(サービス名)	電話取引サービス															
2. サービス概要	携帯電話・スマートフォンにより、残高照会などの各種照会や振込・振替などのお取引ができるサービス(当行オペレーターが対応)です。															
3. ご利用いただける方	日本国内にお住まいの個人のお客さま ※原則として、みずほ信託ダイレクト(テレホンバンキング)のご契約者に限り、お申込みができます。 ※屋号付きの口座など事業用としてお使いの口座や、同好会など団体名の口座等では、お申し込みいただけません。 ※信託取引サービス、投資信託取引サービスは満18歳未満のお客さまはご利用いただけません。															
4. サービス内容	後記「電話取引サービス内容」をご参照ください。															
5. ご利用時間	平日(銀行営業日)の 9:00～17:00 ※原則として9:00から13:00までの受付分は当日の取り扱いとし、13:00以降の受付分は翌営業日の取り扱いとします。															
6. 手数料	ご利用手数料:無料 ※振込手数料は別途かかります。(消費税等を含む) <table><tr><th>取扱区分</th><th>3万円未満</th><th>3万円以上</th></tr><tr><td>当行同一支店あて</td><td>110円</td><td>330円</td></tr><tr><td>当行本支店あて</td><td>110円</td><td>330円</td></tr><tr><td>みずほ銀行あて</td><td></td><td></td></tr><tr><td>他行あて</td><td>380円</td><td>550円</td></tr></table> ※投資信託のお取引に際しては商品ごとに定められたお申込手数料などが必要となります。 ※ご利用いただく際の通話料・接続料・パケット通信料などはお客さまのご負担となります。	取扱区分	3万円未満	3万円以上	当行同一支店あて	110円	330円	当行本支店あて	110円	330円	みずほ銀行あて			他行あて	380円	550円
取扱区分	3万円未満	3万円以上														
当行同一支店あて	110円	330円														
当行本支店あて	110円	330円														
みずほ銀行あて																
他行あて	380円	550円														

7. 留意事項	・ 「電話取引サービス規定」等をよくお読みのうえ、お申し込み・ご利用ください。 なお、本サービスのご契約には当行所定の審査があり、ご希望に添えない場合があります。 ・ 本サービスの利用時間としてみずほ信託銀行が別途定めた時間内であっても、システム調整のためご利用できない場合があります。 ・ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」に基づく本人確認が行えない場合等、取り扱いできない場合があります。 【投資信託】 ・ 投資信託受益権等の取得にかかわるお取引の際は、必ず事前に「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」等をご確認ください。 ・ 投資信託サービスのご利用には、事前に投資信託口座の開設と利用口座への登録が必要です。 ・ 投資信託口座の開設申込は、既に投資信託口座をお持ちの場合など、取扱いができない場合があります。 ・ 投資信託は一部ご利用いただけない商品があります。 ・ 投資信託取引は、一部の出張所等では取扱ができません。 ※その他詳しくは、オペレーターもしくは店舗までお問い合わせください。
8. みずほ信託銀行が 契約している指定 紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

【電話取引サービス内容】

1. 照会

項目	内容
サービス内容	・ 残高照会(現在預金残高、支払可能残高) ・ 入出金明細照会(前月 1 日以降の全明細) ・ 契約明細照会(定期預金・実績配当型金銭信託(貯蓄の達人、オールウェイズ)・指定金銭信託(一般口)・投資信託(譲渡損益を含む)・財産形成信託の契約明細)
照会対象	・ 照会できる口座種類は、代表普通預金口座と同一お客さまコードの口座、契約およびくみずほグループ口座サービスにより登録されたみずほ銀行普通預金
契約明細	・ 代表普通預金口座と同一お客さまコードの定期預金・実績配当型金銭信託(オールウェイズ・貯蓄の達人)・指定金銭信託(一般口)・投資信託(譲渡損益を含む)・財産形成信託の契約明細

2. 振込・振替

項目	内容
サービス内容	・ 振込 ・ 振替(代表普通預金口座と同一のお客さまコードの普通預金口座間の資金異動)
取扱限度額	・ 振込・・・1 回 500 万円(設定金額ない場合は、500 万円) ※取扱限度額は、500 万円以内、1 万円単位で設定可能 ・ 振替・・・上限なし
振込先の登録・削除	・ 登録可能口座数は、10 口座まで ・ 登録・削除方法は、「申込書」による届出

3. 定期預金取引

項目	内容
サービス内容	・ 預け入れ ・ 満期日支払 ※中途解約手続は不可 ・ 期流れ契約の支払
対象定期預金種類	・ スーパー定期 ・ 大口定期 ・ その他の定期 ※証書式は、対象外
取扱限度額	なし

4. 実績配当型金銭信託取引

項目	内容
サービス内容	・ 預け入れ ・ 満期日支払 ・ 期流れ契約の解約 ・ 継続種類の変更(「自動継続」から「自動償還」への変更) ・ 一部払出(オールウェイズのみ)
対象信託商品種類	・ 貯蓄の達人 ・ オールウェイズ
取扱限度額	なし
その他	・ 貯蓄の達人中途解約手続は不可 ・ 信託口座の解約は不可 ・ 預け入れに際しては、あらかじめ最新の目論見書等の交付を受けていることが必要

5. 投資信託取引

項目	内容
サービス内容	・ 購入(募集・追加設定) ・ 換金(解約・買取) ・ スイッチング
取扱限度額	なし
その他	・ 投資信託口座の指定預金口座が、代表普通預金口座(またはくみずほ)グループ口座サービスにより登録されたみずほ銀行口座)以外の場合、投資信託の取引不可 ・ 預け入れに際しては、あらかじめ最新の目論見書等の交付を受けていることが必要

6. 指定金銭信託(一般口)取引

項目	内容
サービス内容	・ 預け入れ
取扱限度額	なし

以上